

令和8年度から、国民健康保険税および後期高齢者医療保険制度が変わります。子ども・子育て支援金の導入により新たな負担が加わる一方で、低所得世帯への軽減措置の拡充など、負担軽減の見直しも行われます。主な変更点をお知らせします。

**問い合わせ** 市民課国保年金係 (☎35-0915)

# 国民健康保険税の変更点

## ① 子ども子育て・支援金分の加算

国民健康保険税でも法律の改正により、令和8年度から新たに「子ども・子育て支援分」の保険税の徴収が始まります。これまでの国民健康保険税(医療分・後期高齢者支援分・介護分)に加えて、子育て支援のための負担が追加されます。

## ② 医療分の上限額(賦課限度額)が変更

法律の改正により、令和8年度から国保税(医療分)の上限額が66万円から67万円に引き上げられました。

### ▼①、②の変更点まとめ

区分	令和7年度			
	所得割	均等割 ※1	平等割 ※2	賦課 限度額
医療分	6.20%	27,000円	23,000円	66万円
後期分	2.10%	8,000円	7,000円	26万円
介護分※3	2.00%	15,800円		17万円
子ども分 ※4 (新規)				



区分	令和8年度			
	所得割	均等割 ※1	平等割 ※2	賦課 限度額
医療分	6.20%	27,000円	23,000円	67万円
後期分	2.10%	8,000円	7,000円	26万円
介護分※3	2.00%	15,800円		17万円
子ども分 ※4 (新規)	0.28%	2,100円		3万円

税がかかる対象：※1 (加入者1人当たり) ※2 (1世帯当たり) ※3 (40歳以上65歳未満の加入者) ※4 (18歳以上の加入者)

## ③ 低所得世帯に対する軽減の対象が広がります

所得が少ない世帯の保険税を軽減する制度について、対象となる基準額が引き上げられます。これにより、「5割軽減」、「2割軽減」の対象となる世帯が広がります。

### 対象

世帯主(国保に加入していない場合も含む)と、同じ世帯の国保加入者の前年の所得の合計が、一定の基準以下の世帯

### 軽減内容 均等割額・平等割額

区分	令和7年度
2割軽減	43万円 + (給与所得者等※1の数 - 1) × 10万円 + 56万円 × 国保加入者数※2
5割軽減	43万円 + (給与所得者等※1の数 - 1) × 10万円 + 30.5万円 × 国保加入者数※2
7割軽減	43万円 + (給与所得者等※1の数 - 1) × 10万円



区分	令和8年度
2割軽減	43万円 + (給与所得者等※1の数 - 1) × 10万円 + 57万円 × 国保加入者数※2
5割軽減	43万円 + (給与所得者等※1の数 - 1) × 10万円 + 31万円 × 国保加入者数※2
7割軽減	43万円 + (給与所得者等※1の数 - 1) × 10万円

※1 (一定の給与所得者と公的年金の支給を受ける人) ※2 (同じ世帯の中で国保から後期高齢者医療制度に移行した人を含む)